

<ドレミファクラブ会則>

(名称)

本会は独立行政法人国立成育医療研究センター移植外科で肝臓移植を受けた（または受ける予定のある）家族の会「ドレミファクラブ」と称する。

(事務局)

本会は、主たる事務局を、当面、東京都渋谷区代々木に置くものとする。

(定義)

この会は、患者とその家族のよりよい毎日のために以下に記す目的と活動のために、医療機関と連携をとり、患者とその家族が運営していく独自の機関である。

(目的)

国立成育医療研究センター移植外科に於いて肝臓移植を受けた患者、家族、遺族、またはこれから先に肝臓移植を考えている、または予定している患者と家族が、より良い毎を送る為、お互いの交流と情報交換、また、肝臓移植やそれに関わる社会的なサポートについての知識を得る場としての活動、そして、移植医療の向上を願い、患者と家族の求めている医療環境、社会作り促進への働きかけを目的とする。

(活動)

上記目的を達成するため、次に掲げる種類の活動を行う。

- 1、 成育医療研究センター移植外科の患者及び家族、遺族、またはこれから先に移植を考えている、または予定している患者とその家族の交流会
- 2、 患者及び家族交流、情報交換と情報提供のための場、またはツール（HP、ブログなど）の更新、維持
- 3、 メーリングリストの作成とメールマガジンの発行（不定期）
- 4、 年1回の会報の発行
- 5、 講演会、シンポジウムなどの開催
- 6、 肝臓移植経験者によるピアサポート活動
- 7、 移植医療に対する啓発活動
- 8、 その他、目的達成のための活動

(会員)

本会は以下の会員をもって構成する。

- 1、 正会員 成育医療研究センター移植外科の患者及び家族、遺族、またはこれから先に移植を予定している、または考えている患者とその家族で、本会に入会した個人
- 2、 賛助会員 この会の目的、活動に賛同し、援助する個人・団体
- 3、 院内会員 国立成育医療研究センター内の医療関係者で本会の目的、活動に賛同する個人

(総会)

1、 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回とし、必要な場合は臨時総会を開くこととする。尚、総会は役員6割と、会員の出席を以って開催する。

2、 総会では次のことを出席者全員で協議し、全員の合意で決定する。

- ①会計及び承認
- ②活動報告及び承認と会の方針に関する議決
- ③役員を選出（任期は1年とし再任は妨げない）
- ④会則の改廃
- ⑤その他、顧問の指名他、必要な事項

(役員)

1、 代表1名

会を代表し、総会の招集、会務を総括する。会員名簿の保管と整備及び会員・賛助会員・センター内会員への情報の発信、交換、年間計画の立案、推進および、会の窓口として（外部からの取材を含む）外部への働きかけの業務を行う。

2、 副代表1名

代表を補佐し、代表の事故あるとき、または代表が欠けたとき、これを代行する。

3、 総務長1名

クラブの広報全般、HPなどの整備を担当。

4、 会計1名

会計処理全般を担当。

5、 会計監査1名

会計監査を担当。

6、 総務補佐 若干名

役員会、総会、イベント等の際に業務を補佐する。また、会議のある時、会の運営に必要な意見の交換を行う。

7、 顧問

会の目的、活動のために患者とその家族が正しい医療情報を得るため及び、医療現場に患者からの声を届けるための顧問として籍を置く。

(会の財政)

本会の財政は、会員会費、助成金、寄付金などで運営する。

(事業報告及び決算)

1、 総会に於いて、役員が事業報告書、会計が収支決算書を作成し、収支決算書は会計監査の監査を経ることとする。

2、 事業報告書及び決算報告書は共に総会に於いて承認決議を得た後、会員に公開することとする。

(入会金、会費及び会計年度)

- 1、 入会時に入会金として1000円、会費は年額3000円とし、クラブ事務局宛に会費の納入をもって入会とする。
2年目以降に関しても同様に会費は振込みでの入金を行い、1年毎の会費納入とする。
- 2、 会計年度は初年度は毎年1月1日から翌年総会の3月末までとしたが、2年目からは会費納入のお知らせは7月とし、7月末日までの納入とする。途中月入会の場合も1年分の会費納入とする。
- 3、 会費はクラブの目的と活動、またクラブの維持のために使用する。
- 4、 賛助会員は1口10000円とする。

(入会、退会について)

- 1、 入会は、会に入会の意思を示し、会費納入の時点で入会とする。会計年度途中入会においても、年会費を納入することとする。
- 2、 退会は、本人の意思で退会を希望した場合とする。
- 3、 年度途中の退会について、入会金、会費、賛助金の返還はしない。

(秘密保持及び個人情報保護について)

本会で得た情報は運営上必要とされる場合にのみ利用し、如何なる場合でも本人の了承なしに外部に公表することはない。

(付則)

この会則は平成25年4月14日から施行するものとする。

<入会金、会費振り込み先>

ゆうちょ銀行 代々木支店

口座記入番号00100-5-429728

加入者名 ドレミアクラブ